

キャリアアップ助成金について（予定）

※拡充は平成26年3月1日施行予定

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（※1）の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。（※1）正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。

【本助成金の活用に当たって】

「有期契約労働者等（※2）のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成することが必要。（※2）短時間労働者及び派遣労働者を含む。

助成内容		助成額 ()額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主)	拡充内容 ※2年間の時限措置(人材育成は恒久) ()額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主)
正規雇用等 転換 (注)	有期契約労働者等を正規雇用等に転換 または直接雇用（以下「転換等」）した 場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円（30万円） ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③無期→正規：1人当たり20万円（15万円） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算	①1人当たり 50万円（40万円） ③1人当たり 30万円（25万円） ※①または③を実施する場合、助成上限人数（①～③ 合わせて1年度10人）を 5人を限度として上乗せ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合 1人当たり10万円（大企業も同額）加算（新規）
人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練（OFF-JT）又は ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を 活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた 3～6か月の職業訓練） を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：上限20万円（15万円） OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円）	経費助成： 上限30万円（20万円） ※実施時間数による
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金 テーブルを改定し、3%以上増額させた 場合に助成	1人当たり1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり 10万円（7.5万円）上乗せ	要件を「 3%以上 」から「 2%以上 」へ緩和 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり 20万円（15万円） 上乗せ
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の 健康診断制度」を規定し、4人以上実施 した場合に助成	1事業所当たり40万円（30万円）	
短時間 正社員	労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れ した場合に助成	1人当たり20万円（15万円） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算	有期契約労働者等から転換した場合、 1人当たり 30万円（25万円）
パート 労働時間 延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25 時間未満から30時間以上に延長した場合 に助成	1人当たり10万円（7.5万円）	

(注) ①「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいう。②派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成。

③無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限る（5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応）。なお、短時間正社員に転換した場合は対象外（短時間正社員コースにより助成）。

平成25年度補正予算成立に伴い 人材育成を図る会社への キャリアアップ助成金が拡充されます

★キャリアアップ助成金(人材育成コース)★

OffJTの経費助成額の引き上げ

◇一般職業訓練 ⇒ 大企業・中小企業

契約社員・パート社員などに対し 仕事時間中に業務の一環として、
教育訓練施設、研修会社などで 実施する研修に参加させる場合
その研修費用と、賃金助成があります。

訓練時間数が100時間未満の場合	10万円(7万円)
100時間以上200時間未満の場合	20万円(15万円)
200時間以上の場合	30万円(20万円)

1時間当たりの賃金助成 800円(500円) * ()は、大企業の場合です。

◇有期実習型訓練 ⇒ 大企業・中小企業 事業主が有期契約労働者等に対し
ジョブカードを活用したOffJTとOJTを組み合わせ 訓練を実施するものです。